

少年の自殺を考える



次の世代を背負って立つ青少年が、ある日、自らの手で生命を断つ——子供の自殺ほど、私たち大人にとって胸を突かれる衝撃はありません。

最近の傾向は、性格的にも明るく、何となく育てられ、とても自殺など考えられない、いわゆる普通の子供の自殺がふえています。

昨年1月～6月の間に、全国で453人の少年、少女が自殺しています。なぜ、そんなに死に急ぐのか——子供の自殺について考えてみました。



「自殺する子供は、どうせ特殊なことから」と、安易に片付けてしまいがちですが、それは大きな誤解です。自殺は、ある意味で最も人間的な行為の一つです。子供の自殺もその例外ではありません。

このことを、家庭も学校もいまだ、真剣に考えてみる必要があります。「子供は子供、親は親」

温かい親子関係を

浜松医科大学 精神神経科教授 大原 健士郎

必ず「サイン」を出します。「死にたい」「どうしていいかわからない」という直接的な表現から「夜ねむれない」「いらぬ」といった間接的な意思表示まで。

分の家庭はこうあるべきだという、家庭づくりのビジョンを持つこと、これが第一です。その中で子供との人間関係をつくっていく。テレビで「過保護はよくない」といつたからといって、それを鵜のみにして、翌日から子供に厳しくあたったりするのは愚の骨頂です。

お互いの人格を尊重するということ。大人はあまりにも子供のことを知らなすぎるのではなからうか。自殺しようとする子供は、それには、まず親が、自己を必要とします。

子供は、一人ひとりみんな違います。しつけは、日常の家庭づくりの流れの中で、その子にあった方法を見つけていっていかなくてはなりません。これができて初めて、親としての資格があるといえるでしょう。

データ：少年の自殺

女の子の自殺が増える

少年の自殺——ある少年は予告し、ある少女は快活にふるまい、ある少年はほんの小さな失敗に悩んでいた。そのどれもが、大人の目から見れば、必ずしも死と直結する動機とはいえず、理解の手がかりさえも見出しえない場合が多いといわれます。大人の気持ちとは裏腹に、少年たちはなぜ死を選んだのか。

昨年の上半期（一月～六月）に発生した少年（十九歳未満）の自殺について、性別、動機など、その背景をまとめてみますと、次の通りです。
（総数）四百五十三人。昭和五十二年の上半期に比べて三十二人、七・六％ふえています。
（性別）男の子が二百九十八人、六六％、女の子は百五十五人、三

四％。五十二年の上半期に比べると、男の子の九人増に対し、女の子は二十三人も多くなっています。
（学年別）小学校から大学生までの二百九十九人のうち、一番多いのは高校生の百四十六人で全体の六七％を占めています。次いで中学生の二八％（三十九人）で、中高生合わせて八五％にもなります。また、小学生は四人、大学生は三十人となっています。

（原因・動機別）トップは、学校での問題で約三割。次いで男女関係の一六％、病気の一一％などとなっています。

〔第四回定例議会〕 一般会計補正予算一億余円など 十三議案を原案可決

昭和五十三年度の第四回定例議会が、会期九日間（十二月十五日から二十三日）にわたって開かれ、提出議案十三件は原案どおり可決。このほか請願二件、陳情一件、意見書案一件、議長提案一件なども慎重に審議され、それぞれ次のような結果となっています。

- 一、前川原ポンプ場建設第二期工事の請負契約の締結
- 指名競争入札の結果、一億六百万円で、間組（東京都）と随意請負契約を締結。
- 一、固定資産評価審査委員会委員の選任
- 任期満了の同委員に 佐藤平作氏(二ノ丁) 大橋憲司氏(寺地) の両氏が再任。
- 一、人権擁護委員の推せん
- 本多敏彦氏(金巻)に同意
- 一、寄附金の受入れ
- 児童福祉施設備入資金にと百万円を、永井繁氏(板井四)が寄附。
- 一、議会議員の報酬及び費用弁償

- 歳入、歳出とも一億五二九万八千円を増額し、総額二億五億八〇五万六千円に
- 一、国民健康保険特別会計補正予算(第二回)
- 歳入、歳出一四四四万六千円を増額し、総額四億七九八五万八千円に
- 一、農業共済事業特別会計補正予算(第二回)
- 収益的収支三八万円の増額など
- 一、水道事業会計補正予算(第三回)
- 第二回水道拡張事業費三六二万四千円を増額など。
- 一、ガス事業会計補正予算(第一回)

等に関する条例の一部改正
●議会議員に支給する(十二月)期末手当が減額
一、職員に給与に関する条例の一部改正
●扶養手当、通勤手当が増額、期末手当が減額
一、一般会計補正予算(第六回) ●歳入、歳出とも一億五二九万八千円を増額し、総額二億五億八〇五万六千円に
一、国民健康保険特別会計補正予算(第二回)

●請願
物価を押し上げ不況を長びかせ一般消費税の新設に反対する請願 継続審査
●陳情
昭和五十四年度水田利用再編対策の転作奨励措置についての陳情 全会一致決採
●議長提案
総合庁舎建設調査特別委員会の設置 原案可決
●意見書(案)
水田利用再編対策の転作奨励措置についての意見書の提出 全会一致決採

は必ず提出する必要があります。現況届の用紙(ハガキ)は一月十五日ごろ社会保険庁から受給者あてに直接郵送されます。受給者のみなさんは、その用紙に住所、氏名を記入のうえ(押印を忘れずに)、町長の証明をうけて二月十五日までに必ず社会保険庁に提出してください。なお、現況届が期限までに提出されない、引き続き年金を支払ってよいかどうかの判断がつかない間、年金の支払いを一時差し止められます。なお用紙が届かない場合には、役場住民課にご連絡ください。

大規模な土地
売買は届出が必要
一定規模以上の土地(市街化区域は二平方メートル以上、市街化調整区域は五平方メートル以上、その他の地域一平方メートル以上)の売買契約を締結しようとする場合、市町村長を経由して県知事に届出が必要。しかし、この届出をしないで、土地の売買を行っているものがまゝ見受けられます。これを怠ったり、偽りの届出をしたりした場合は六月以下の徴役、三十万円以下の罰金に処せられますので、必ず届出するようお知らせします。詳細は企画調整課に、問い合わせ下さい。電話(7)310115